第八条の表豊川用水二期事業の項を次のように改める。

豊川用水二期事業	豊川用水二期事業の対象である施設（大規模地震対策及び石綿管除去対策に係るものに限る。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
	豊川用水二期施設（大規模地震対策及び石綿管除去対策に係るものを除く。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十七条の三の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二百七条中「に規定する信用事業」を削り、「及び金融庁長官」を「（信用事業に関する事項については、農林水産大臣及び金融庁長官）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、法第五十四条の三第六項の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項（信用事業に関する事項に限る。）のうち重要なもの（前項に規定する事項を除き、農林水産大臣が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年農林水産省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第六号の改正規定中「第四十九条第一項第六号」を「第四十九条第一項第三号中「前条」を「第四十八条」に改め、同項第六号」に改め、同項第五号の次に一号を加える改正規定中「第四十八条の二」を「前条」に改める。

第九十五条第三項第一号リの改正規定中「リ　次に掲げる繰延税金資産」を「リ　次に掲げる繰延税金資産又は流動負債に関連する繰延税金資産(1)　流動資産に属する資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められるもの(2)　特定の資産又は流動負債に関連する繰延税金資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められるもの」に改める。

第二百五条第二号ハ(2)(i)から(iv)までの改正規定中「破綻先債権」、「(ii)　延滞債権」、「三カ月以上延滞債権」及び「貸付条件緩和債権」の下に「に該当する貸付金」を加える。

○農林水産省令第二十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第三中第百十二号を第百十三号とし、第五十三号から第百十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五十二号の次に次の一号を加える。

五十三　セフポドキシムプロキセチル

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十一条の二第一項、第十二条の二第一項、第二十一条の二第二項、第二十二条の六第一項、第三十五条第二項、第四十三条の二第一項、第四十三条の十八第二項、第四十三条の二十五第一項、第四十八条第二項、第五十条の三第一項、第五十一条の十六第四項及び第五十一条の二十三第一項の規定に基づき、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部を改正する省令

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第一条　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第七号中「防護区域又は周辺防護区域」を「第六条の二第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域」に改める。

第六条の二第二項第二号中「当該周辺防護区域を」の下に「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する」を加え、「及び」を「並びに」に、「装置」を「設備又は装置」に改め、同項中第十七号を第二十四号とし、第十二号から第十六号までを七号ずつ繰り下げ、同項第十一号イ中「設置すること。」を「防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。」に改め、同号ロ中「連絡を」の下に「容易に傍受できない方法により」を加え、同号ハ中「及び周辺防護区域内」を「、周辺防護区域内及び立入制限区域内」に改め、「連絡を」の下に「容易に傍受できない方法により」を加え、同号ニ中「連絡は、」の下に「定期的に、容易に傍受できない方法による」を加え、同号を同項第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ　見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ　見張りを行っている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ハ　防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ニ　監視所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

第六条の二第二項第十号を同項第十六号とし、同項第九号中「若しくは周辺防護区域」を「、周辺防護区域若しくは立入制限区域」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

十三　製錬施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十四　前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第七条の三第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十五　特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。